

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年仙台市人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
別表（第二条、第三条関係）		別表（第二条、第三条関係）	
	組織		職
市長の事務部局	本庁	危機管理監、局長、税務監、担当局長、次長、部長、 防災環境都市推進室長 、保健所長、保健所副所長、 東北連携推進室長 、技術管理室長、担当部長、課長、室長（職員の任用に関する規則（平成二十八年仙台市人事委員会規則第七号）別表第一次部長職の項及び係長職の項に掲げるものを除く。）、担当課長、検査主幹、秘書係長、法制係長、行政経営係長、 人事課の係長、労務課の係長又は担当係長 、厚生課の係長、財政課の係長、庁舎管理係長、財務係長、局主管課の庶務担当の係長又は担当係長、秘書担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、コンプライアンス推進担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、人事担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、職員団体担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事	
	[略]		[略]
	区役所		[略]
	区役所総合支所	支所長、支所次長、担当部長、課長、 地域活性化推進室長、担当課長	
	[新設]		
	区中央市民センター		[略]
	[略]		[略]
教育委員会	事務局	副教育長、次長、部長、課長、室長（職員の任用に関する規則別表第一係長職の項に掲げるものを除く。）、担当課長、総務課総務係長、人事課の係長、教職員課の係長 又は担当係長 、主任管理主事、管理主事、人事担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、職員団体担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、 働き方改革推進室の係長 、主任管理主事、管理主事、人事担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、職員団体担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事	
	[略]		[略]
	区役所		[略]
	宮城総合支所	支所長、支所次長、部長、担当部長、 課長、地域活性化推進室長	
	秋保総合支所	支所長、支所次長、課長	
	区中央市民センター		[略]
	[略]		[略]
教育委員会	事務局	副教育長、次長、部長、課長、室長（職員の任用に関する規則別表第一係長職の項に掲げるものを除く。）、担当課長、総務課総務係長、人事課の係長、教職員課の係長、 働き方改革推進室の係長 、主任管理主事、管理主事、人事担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事、職員団体担当の調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事	

	主査、総括主任、主任又は主事		監、副主幹、主査、総括主任、主任又は主事
[略]	[略]	[略]	[略]
泉図書館	館長	泉図書館	館長
宮城野図書館	館長	[削る]	[削る]
太白図書館	館長	太白図書館	館長
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事委員会事務局審査給与課)